

南知多町

高齢者虐待対応マニュアル



令和4年3月

南知多町健康介護課

はじめに

平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法という。」）が施行され、南知多町においても高齢者の虐待防止、虐待の早期発見に努めています。この法律は、虐待を受けた高齢者の保護、養護者への支援等、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としています。南知多町では健康介護課と地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待に対応していきます。

高齢者虐待のサインに気付き、適切な支援につなぐための手引きとして「南知多町高齢者虐待防止マニュアル」を介護保険サービス事業者や介護支援専門員、医療サービス従事者の皆さんに活用していただき、虐待が疑われるような場合には、南知多町健康介護課や地域包括支援センターにご相談下さい。

目 次

第1章 高齢者虐待とは	1
1. 高齢者虐待防止法	1
2. 高齢者虐待防止法の定義	1
3. 養護者による高齢者虐待	1
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待	4
第2章 養護者による高齢者虐待への対応	9
1. 養護者による高齢者虐待への対応	9
2. 養護者による高齢者虐待 対応フローチャート	10
3. 対応フローチャートの解説	11
4. 市町村権限の行使	13
5. 高齢者虐待に関する各機関等の役割	17
6. 高齢者虐待を未然に防ぐために	19
7. 高齢者虐待の通報先（相談・通報・届出の受付）	19
第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	20
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	20
2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 対応フローチャート	21
3. 対応フローチャートの解説	22
様式	24
相談・通報・届出受付票（総合相談）「別紙1」	24
高齢者への虐待発見チェックリスト「別紙2」	25
事実確認チェックリスト「別紙3」	28

第1章 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18年（2006年）4月1日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、医療・福祉関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や、虐待を受けた高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権利行使等について定めるものです。

2. 高齢者虐待防止法の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（第2条第1項）。ただし、65歳未満であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規程が適用されます（第2条第6項）。

また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

3. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当します。

また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

I 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体に接触していなくても、身体的虐待に該当する行為と認められます。）

II 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
III 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
IV 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
V 経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

■ 養護者による高齢者虐待の具体例

虐待の種類	内容と具体的な例
I 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 〈具体例〉 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。打撲させる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ② 高齢者に向けられた危険な行為や、身体に何らかの影響を与える行為 〈具体例〉 ・本人の物を壊したり、本人に向けて物を投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 ③ 高齢者の利益にならない強制行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に取り扱う行為 〈具体例〉 ・医学的診断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 〈具体例〉 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。） ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。
II 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	① 意図的であるのか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

Ⅱ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	〈具体例〉 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する 〈具体例〉 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する 〈具体例〉 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。
Ⅲ 心理的虐待	① 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること 〈具体例〉 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る、罵る、悪口を言う。侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・養護者の都合で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。
Ⅳ 性的虐待	① 高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 〈具体例〉 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。

V 経済的虐待	① 高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 〈具体例〉 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護サービスなどに必要な経費を支払わない。
----------------	---

4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者が行う次の行為とされています。

法令	養介護施設	養介護事業
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

※ 業務に従事する者には、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）であっても、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（高齢者虐待防止法第2条）

I 身体的虐待	（養護者による高齢者虐待と同文）
II 介護・世話の放棄・放任 （ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
III 心理的虐待	（養護者による高齢者虐待と同文）
IV 性的虐待	（養護者による高齢者虐待と同文）
V 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養介護施設従事者等」に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、前頁の限定列举となっています。このため、前頁に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅など）

しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

虐待の種類	内容と具体的な例
I 身体的虐待	① 暴力的行為 〈具体例〉 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・本人の物を壊したり、本人に向けて物を投げつけたりする。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ② 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 〈具体例〉 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられていない、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
II 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 〈具体例〉 ・入浴しておらず悪臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れがひどい服や破れた服を着せられている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。

Ⅱ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 〈具体例〉 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 〈具体例〉 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 〈具体例〉 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
Ⅲ 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 〈具体例〉 ・怒鳴る、罵る、「ここ（施設等）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ、脅す。 ② 侮辱的な発言、態度 〈具体例〉 ・排泄の失敗や食べこぼしなど、老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際に「臭い」「汚い」などと言う。 ・呼び捨てにしたり、あだ名や子ども扱いするような呼称を使う。 ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 〈具体例〉 ・「意味なくコールを押さないで！」「なんでこんなことができないの！」などと言う。

Ⅲ 心理的虐待	・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけや、ナースコール等を見無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできない事を、当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 〈具体例〉 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、高齢者の意思や状態を見無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、高齢者の意思や状態を見無視して食事の全介助をする。 ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 〈具体例〉 ・「家族に伝えてほしい」という訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録や電話帳を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、高齢者の意思や状態を見無視して面会させない。 ⑥ その他 〈具体例〉 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・高齢者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
Ⅳ 性的虐待	① 高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 〈具体例〉 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。

IV 性的虐待	・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。
V 経済的虐待	① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 〈具体例〉 ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1. 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、市町村への通報努力義務が規定されています。これは虐待を受けたと明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばい知られないようにすることもあります。周囲の人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援につなげることが大切になってきます。

■早期発見（高齢者虐待防止法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他の高齢者の福祉に職務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならないとされています。

■通報（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の対応

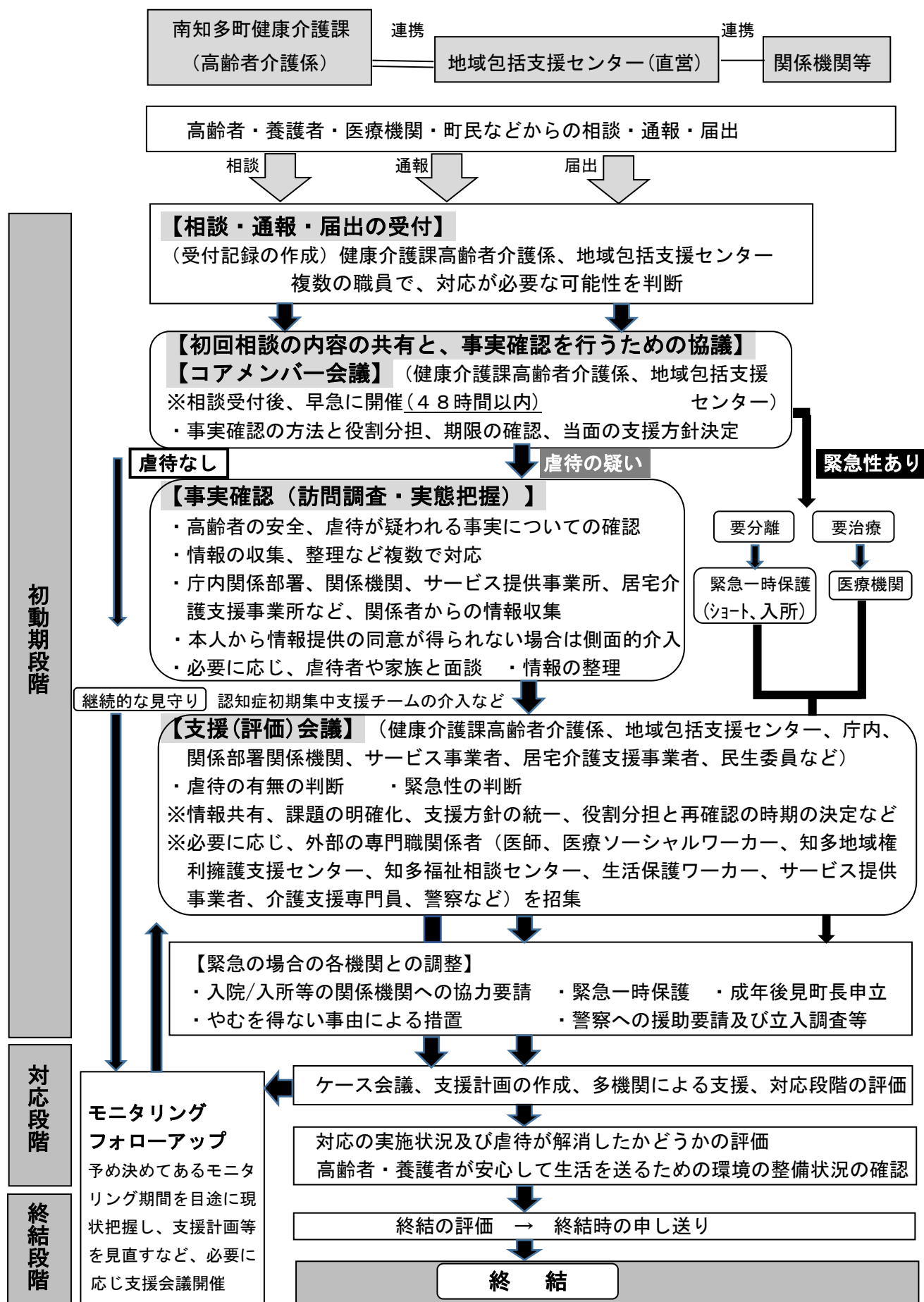
虐待の状態	対 応
生命又は身体に重大な危険が生じている場合	通報義務
上記以外	通報努力義務

【通報等による不利益な取扱いの禁止】

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養護者による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（高齢者虐待防止法第7条第3項）

相談・通報・届出したことにより、個人情報が出たり、不利益な取扱いを受けることはありません。

2. 養護者による高齢者虐待 対応フローチャート



3. 対応フローチャートの解説

○相談・通報・届出の受付

- ・ 相談・通報・届出（以下「通報等」という。）を受けた健康介護課高齢者介護係（以下「高齢者介護係」という。）又は地域包括支援センターは通報等の内容を聴き取ります。
- ・ 通報等の内容は、必要な項目を正確に聴き取るため、別紙1「相談・通報・届出受付票（総合相談）」を用意し、虐待の状況、通報者の情報などを聴き取ります。別紙3「事実確認チェックリスト」のすべての項目をすべて確認できないこともあるために随時情報収集を行います。
- ・ 受け付けた通報等について、虐待として捉えるかどうかの判断については、通報等を受け付けた担当者が単独で判断するのではなく、組織として複数の職員で判断することが重要です。
- ・ 虐待かどうかの判断をするのは町であり、支援会議で協議するため、速やかに情報収集を行い、虐待の有無や緊急性を適切に判断する必要があります。

○初回相談の内容の共有と、事実確認のための協議

- ・ 高齢者介護係は、コアメンバー会議を早急に開催（48時間以内）し受け付けた通報等の内容を共有するとともに事実確認を行うために必要な事項を協議します。
- ・ 事実確認を効果的に行うため、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限など、当面の支援方針について確認します。

○事実確認（訪問調査・実態把握）

- ・ 高齢者虐待に関する通報等がされた場合、その内容に関する事実の確認をする必要があります。
- ・ 高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するため、庁内関係部署や関係機関等からできるだけ多面的な情報収集を行います。
- ・ 虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を確認することが重要です。
- ・ 訪問調査を行う際は2名以上の職員で訪問し、高齢者の身体の状況等を確認する必要がある場合は、医療職も同行するようにします。
- ・ 本人から情報提供の同意が得られない場合は、関係者などの協力により側面的な介入が必要です。

○支援（評価）会議

- ・ 高齢者虐待防止を担当する高齢者介護係職員（課長を含む）、地域包括支援センター職員、庁内関係部署、関係機関等によって構成され、虐待の有無の判断や緊急性の判断、支援方針針を市町村の責任において決定し、対応評価や終結の判断を行う会議。

○支援会議

- ・ 高齢者介護係は、速やかに会議を招集し、地域包括支援センターの意見や事実確認・収集された情報等から虐待の有無の判断や緊急性の判断をします。
- ・ 虐待と認定した事例については、高齢者の生命や身体の安全を確保するための支援方針を迅速に決定します。
- ・ 事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例についても、虐待の有無の判断ができるよう、期限を区切って事実確認を継続するための支援方針を決定します。
- ・ 虐待の発生要因を明確化し、虐待解消に向けた課題を明らかにし、支援計画を作成し虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。
- ・ サービス事業所や関係機関等の協力が必要な場合は、高齢者介護係から協力を要請します。
- ・ 養護者との分離等が必要な事例は行政権限の行使を行います。

○評価会議

- ・ 対応状況や事実確認した結果を、関係者間で共有したうえで、支援計画の見直し及び役割分担や事実確認の時期などを再確認します。
- ・ 虐待対応を終結させるまで、支援計画に基づく支援方法を確認し、虐待状況が解消されたかどうか、対応を終結すべきか、支援計画を継続実施すべきか、改めてアセスメントや支援計画を見直すか、などについて繰り返し協議します。
- ・ 虐待が解消の方向に向かったら、高齢者の安全で安心できる生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。

○終結

- ・ 虐待対応の終結は評価会議で判断します。
- ・ 虐待が解消されたこと、及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認して、終結の判断とします。
- ・ 必要に応じて、継続的な見守りや権利擁護対応、包括的・継続的マネジメント支援に移行する必要があります。その場合は、継続的な地域包括支援センターの関与や、関係機関等との連携体制の構築を図り、適切な関与、引継ぎを行います。

4. 市町村権限の行使

(1) 立入調査

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、市町村長は担当部署の職員や直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができるとされています。（高齢者虐待防止法第11条）

また、立入調査を実施する場合、市町村長は高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています。（高齢者虐待防止法第12条第2項）

- 1) 立入調査には実施上の制約があることを踏まえた上で立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要があります。
- 2) 立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせる必要はありません。
- 3) 立入調査を実施するにあたり、高齢者の状況や養護者等の態度など、様々な状況が予測されます。同行者と役割分担、対応方法、関係機関との連携など具体的にシミュレーションしておくことが重要です。また、養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所等とも連携し精神保健福祉相談員の同行も考えられます。
また、事前の情報によっては入院する事態なども想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があります。
- 4) 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯する必要があります。
- 5) 予測される事態に備え、複数の職員を選任します。また、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。
- 6) 立入調査は法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心掛けます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意をもって説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。
- 7) 高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、同行の医療職により身体状況を確認します。高齢者からも話を聴ける場合は、養護者から離れた場所で聴取します。高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体

に関わる危険が重大であるときには、緊急入院や老人福祉法の措置を通じて緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

- 8) 立入調査執行後は、調査記録を作成し、支援会議で虐待の有無や緊急性の判断を行います。

(2) 高齢者と養護者の分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（特養・養護・短期入所等）、医療機関への一時入院などが考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

■分離手段の例

対応手段	内 容
契約によるサービス利用	・ ショートステイなど、介護保険サービスの契約利用 ・ 本人の意思や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。
緊急一時保護	・ 養護老人ホームへのショートステイ利用 ・ 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設など）のショートステイ利用
やむを得ない事由による措置	・ 老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の規定に基づく措置 【市町村権限の行使】
養護老人ホーム入所	・ 老人福祉法第11条第1項1号の規定に基づく措置 【市町村権限の行使】
その他の方法	・ 町営住宅への入居 ・ 親族や友人宅への避難 ・ 医療機関への入院

（３）養護老人ホームへの入所措置

老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が次の①及び②のいずれにも該当する場合に行うものとします。

① 環境上の事情については、次のア及びイに該当する必要があります。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅において生活することが困難であると認められること。

② 経済的事情については、老人福祉法施行令（昭和３８年政令第２４７号）第６条各号のいずれかに該当する必要があります。

（４）やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第１０条の４（居宅サービスの措置）、第１１条第１項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

■やむを得ない事由による措置の介護サービスの種類

- ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・特別養護老人ホーム入所
- ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に以下の①及び②のとおり規定されています。

- ① ６５歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合。
- （※） 政令で定める「やむを得ない事由」とは、事業所と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

② 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らして養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

(5) 特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置入所の原則

老人福祉法第11条第1項第2号の規定により、高齢者を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態は前頁(3)①アの基準を満たす場合に行うものとする。また、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって入所措置を行わない理由とはならない。(老人ホームの入所措置等の指針について 平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

■定員超過の取扱いについて

・指定介護老人福祉施設は、入所定員及び個室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 平成11年厚生省令第39号第25条)

・単なる特別養護老人ホームの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは、定員の5%増であるが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を5%超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはならない。(高齢者虐待の対応と養護者支援について 平成18年4月厚労省老健局)

■特別養護老人ホームの「特例入所」に関わる国の指針

・要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に指定介護老人福祉施設への入所(特例入所)を認める。(平成26年12月12日高齢者支援課通知)

■面会制限

・高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています。(高齢者虐待防止法第13条)

(6) 成年後見制度の町長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村による成年後見制度利用開始の審判請求を行うこととされています。(高齢者虐待防止法第9条)

5. 高齢者虐待に関する各機関等の役割

(1) 市町村（健康介護課高齢者介護係）

・相談・通報・届出の受付
・関係機関等からの情報収集、事実確認
・庁内関係部署、関係機関・団体等との対応協議
・立ち入り調査（警察署長への援助要請）
・虐待の有無の判断（支援会議）

町では高齢者虐待の防止、早期発見のための事業、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行うことが義務づけられており、高齢者虐待の通報等を受理し、虐待を受けている高齢者の安全確認のための調査を行い、虐待が確認されたときには、高齢者が安全で安心な生活が再構築できるよう、地域包括支援センターと連携して対応を行います。

(2) 地域包括支援センター（直営）

・相談・通報・届出の受付
・関係機関等からの情報収集、事実確認
・庁内関係部署、関係機関・団体等との対応協議
・ネットワークの構築
・支援計画の作成、モニタリング、フォローアップ

地域包括支援センターは、高齢者の権利擁護を行う機関としての役割があります。

通報等を受理した場合は、健康介護課内で連携して虐待の情報収集・事実確認を行うとともに、立ち入り調査への同行などを行います。

(3) 介護支援専門員

・町（高齢者介護係）への相談・通報
・サービス提供事業者からの情報収集
・虐待の解消に向けたケアマネジメントの実施
・高齢者介護係職員の訪問調査に同行

サービス利用者宅への訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス提供事業者からの報告等により、高齢者虐待（虐待の疑い）ケースを発見した場合は、家族の介護負担の軽減や介護保険サービスの調整等を行います。

本人や家族がサービスの利用を拒否したり、在宅サービスのみでは高齢者虐待の改善が望めない処遇困難ケースは、高齢者介護係に報告し、必要に応じて支援会議に参加します。

(4) 医療機関

・怪我やあざ等の全身状態の観察
・虐待が疑われるような場合は、高齢者介護係に相談・通報、緊急時は警察に通報
・サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけ

医療機関は、受診等により高齢者の不審な怪我やあざ等の身体状況の把握や家族・養護者の様子、変化を発見できる機会があります。診察の結果、刑法上の犯罪も疑われる場合は、警察にも通報します。

介入を拒む高齢者や養護者に対し、診察を通じて医師の指導により必要なサービス利用等につなげることもありますので、サービス利用等についての助言など、高齢者や養護者に働きかける等の役割を担います。

(5) 民生委員

・担当地区高齢者世帯の実態把握、見守り、相談支援
・担当地区住民からの情報収集
・高齢者介護係への相談、通報

日頃の活動により、高齢者の安否確認や虐待の早期発見が可能になります。虐待が疑われる高齢者の同意が得られない場合においても、高齢者介護係へ相談します。

地域における虐待の早期発見、通報、見守り等の役割も期待されます。

(6) サービス提供事業者

・虐待を疑われるような場合は、高齢者介護係へ相談、通報
・本人の言動や介護者の状況で気になる点があれば介護支援専門員へ報告
・怪我やあざ等を発見した場合は、記録や写真等による情報収集と提供

サービス提供時に虐待の発見や疑いを持った場合は、介護支援専門員への報告とともに、高齢者介護係へ情報提供し、必要に応じて支援会議に参加します。

(7) 警察

・被虐待者の保護
・虐待の制止、虐待者の確保
・立ち入り

高齢者介護係が立ち入り調査を行う際に、援助要請を受けて、円滑な調査ができるよう同行します。

(8) 地域住民、協力事業者

・気になる高齢者の情報や虐待が疑われる場合は高齢者介護係への相談、通報
・虐待終了後のケース見守りや声掛け等
・協力事業者については、日常業務において何らかの異変を察知した場合、健康介護課等への相談、通報

地域で暮らしていく中で異変を感じた場合は、虐待であるかどうかの確信がなくても、高齢者介護係に相談、通報します。また、虐待対応が終了した場合でも見守りが必要な世帯には、地域の見守りネットワークの一員として期待されます。

6. 高齢者虐待を未然に防ぐために

(1) 養護者（家族等）への支援

高齢者が重度の要介護状態にあったり、養護者に認知症に対する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態や経済状況にあるなど、虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。これらの要因を分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者への虐待を予防することができると考えられます。

- 1) 養護者との間に信頼関係を確立する。
- 2) 介護負担・介護ストレスの軽減を図る。ねぎらう。
- 3) 養護者自身の抱える課題に対し、適切な機関につなぎ支援が開始されるよう働きかける。
- 4) 家族関係の回復・生活の安定を図る。

(2) 高齢者虐待防止の啓発

住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。

(3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

認知症に対する理解が十分でないため、高齢者の性格の変化や言動の混乱を家族が理解できず、「高齢者が反抗している」「介護者の言うことを聞かない」などとして虐待につながる場合があります。認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて、養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取組が必要となります。例：認知症サポーター養成講座、認知症介護家族交流会、認知症カフェ

(4) 高齢者虐待のサインの気づき

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として別紙2「高齢者への虐待発見チェックリスト」があります。この他にも様々な「サイン」があることを認識しつつ、疑わしい場合は注意深く観察することが必要となってきます。

7. 高齢者虐待の通報先（相談・通報・届出の受付）

(1) 養護者による高齢者虐待に関する相談窓口は、

健康介護課高齢者介護係	☎0569 (65) 0711 代表
又は、地域包括支援センター	☎0569 (64) 3265 直通

です。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談窓口

健康介護課高齢者介護係	☎0569 (65) 0711 代表
-------------	--------------------

です。

緊急を要するときは110番、又は、119番に通報してください。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等は、高齢者介護の専門職であり、高齢者虐待を行うことは許されることではありません。しかしながら、介護の現場では人員不足、過酷な労働環境等の要因により不適切な対応がとられる可能性は否めません。また、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等調査結果では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因として「教育、知識、技術不足など」「職員のストレスや感情のコントロールの問題」などがあります。

高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

■虐待対応の職員の役割

関係者	条文	役割
施設設置者・事業者	法第20条	・従事者等への研修 ・苦情体制処理の整備 ・その他高齢者虐待防止のための措置
介護施設従事者	法第21条	・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（通報義務）
介護施設従事者以外の者	法第21条	・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（通報義務） ① 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合の通報（義務） ② ①以外の場合（通報努力義務）
南知多町 （健康介護課等）	法第21条 法第22条 法第24条	・対応部署、窓口の周知 ・通報内容の事実確認 ・通報事項の県への報告 ・老人福祉法又は介護保険法による権限の適切な行使

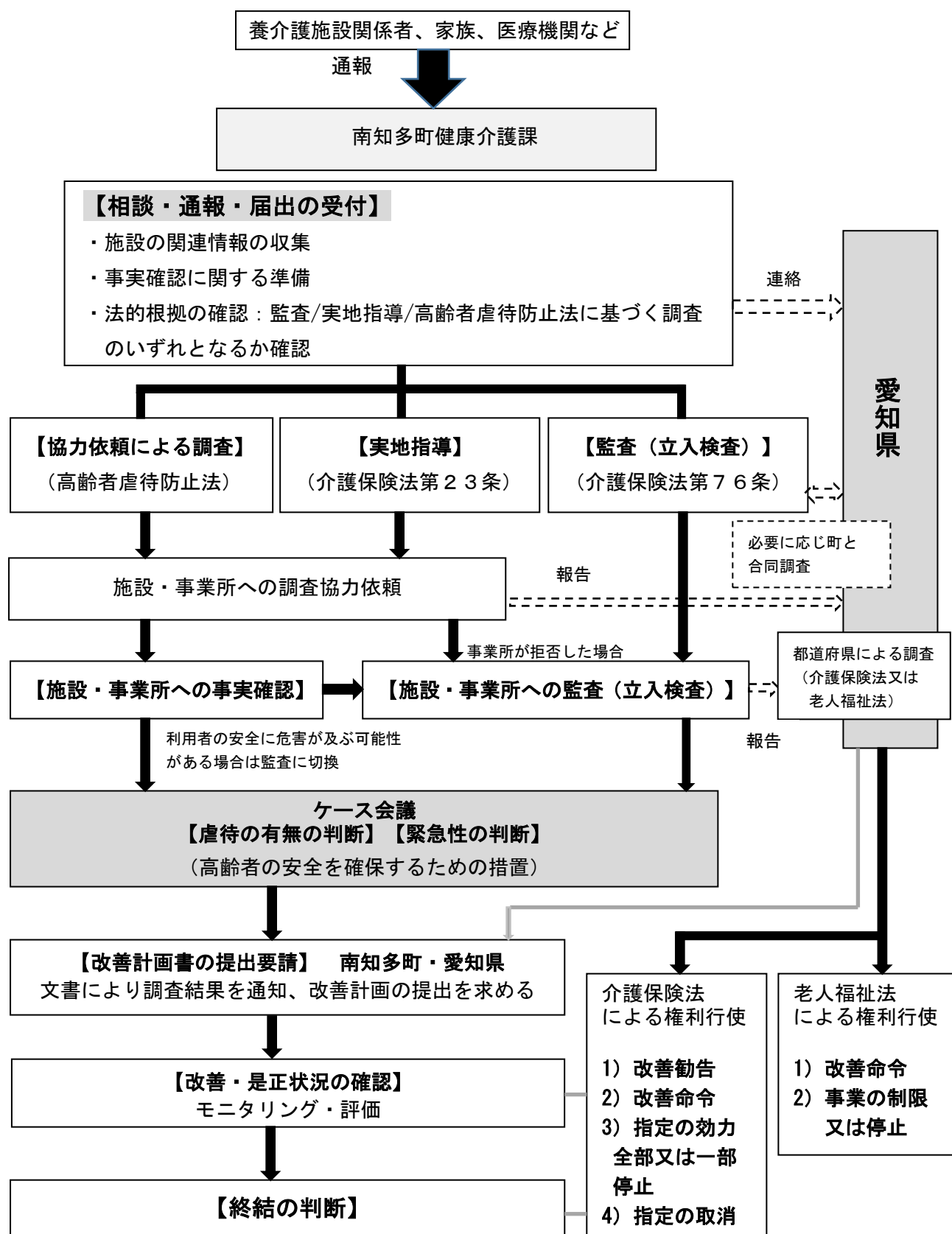
（法：高齢者虐待防止法）

■通報等による不利益な取扱いの禁止

・刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと。（高齢者虐待防止法第21条第6項）

・養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。（高齢者虐待防止法第21条第7項）

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 対応フローチャート



※ 町が指定権限を有する地域密着型サービス施設・事業所での虐待の場合、「介護保険法による権利行使は町が行う。介護保険事業所として、町指定を受けていない有料老人ホーム等での虐待の場合、町は介護保険法に基づく実地指導・監査ではなく、協力依頼による調査を行う。

3. 対応フローチャートの解説

○相談・通報・届出の受付

- ・ 通報等の内容について、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。
- ・ 通報等を受けた職員は、まず、通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。
- ・ 通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行います。その場合、所在地の市町村と連携を図ります。

○事実確認

- ・ 事実確認等は、通報等を受けた市町村が行います。（指定権限を有していない場合には、指定権限等を有する県や市町村と連携して事実確認を行います。）
- ・ 事実確認の方法については、緊急性や当該養介護施設等の状況を踏まえ、以下の3つの中から適切なものを検討し実施します。
 - 1) 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
 - 2) 介護保険法第23条に基づく、いわゆる「実地指導」
 - 3) 介護保険法第76条に基づく、いわゆる「監査」

【調査を行う際の留意事項】

- ・ 訪問調査を行う場合は、客観性を高めるため、原則として、2名以上の職員で訪問します。
- ・ 通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職は訪問調査に立ち会うようにします。
- ・ 調査にあたっては、高齢者及び養介護施設等に対して、次の事項を説明し理解を得ることが重要です。
 - 1) 訪問の目的
 - 2) 担当職員の職務と守秘義務に関すること
 - 3) 調査する内容と必要性に関する説明
 - 4) 高齢者の権利について
- ※ 調査にあたっては、高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

【調査確認項目】

- 1) 高齢者本人への調査項目
 - ・ 虐待の種類や程度 ・ 虐待の事実と経過 ・ サービス利用状況
 - ・ 高齢者の安全確認と身体 ・ 精神・生活状況等の把握
- 2) 養介護施設等への調査項目
 - ・ 当該高齢者に対するサービス提供状況

- ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・職員の勤務体制
- ・通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ・その他必要事項（事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録、職員への研修状況等）

○虐待の有無と緊急性の判断

- ・ 事実確認のための調査後、健康介護課において調査報告書を作成します。
- ・ 虐待の有無と緊急性の判断は、健康介護課職員（管理職含む）、地域包括支援センターの専門職によるケース会議で行います。
- ・ 高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた市町村は、虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません。（高齢者虐待防止法第22条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故など、虐待事例以外の様々なものも含まれます。

○改善計画の提出要請

- ・ 虐待が認められた場合はもちろん、虐待が認められなくとも、運営基準違反行為や不適切ケア等が認められた場合には、養介護施設等に対し、改善指導を行います。（養介護施設等へ訪問調査結果を報告するにあたり、改善が必要な事項と指導内容通知）
- ・ 養介護施設等は、通知を受けて定められた期限内に指導内容に対する改善計画を提出します。
- ・ 健康介護課は改善計画が指導内容に対し、具体的な行動計画に基づいた取組内容となっているか確認し、具体性に欠ける計画書の場合は修正の指導を行います。
- ・ 改善計画書において、それぞれの行動計画に期限を設け、進捗の確認ができる形での提出を促します。

○評価・モニタリング

- ・ 養介護施設等の改善取組を継続させるために、例えば、養介護施設等内に設置した虐待防止委員会等での改善取組状況の点検等の結果をその都度、健康介護課へ報告してもらいます。
- ・ 改善計画書受理後、達成目標期日が経過した段階で、健康介護課は当該養介護施設等を訪問し実施している高齢者虐待の再発防止に向けた取組の評価を行います。
- ・ 改善計画が滞っていたり、改善意識が見られなかったりする場合は、県と連携して改善勧告や改善命令などにより、改善取組を促します。

○終結

- ・ モニタリングを実施しながら、養介護施設等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認し、終結の判断を行います。
- ※ 終結後も、県との合同等による通常の実地指導等でフォローしていきます。

別紙 1

相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	年 月 日 ()	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏 名		受付方法 ☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他()
	住 所 又 は 所属機関名		電話番号 — —
	本 人 と の 関 係	☐ 本人 ☐ 家族親族（同居・別居）続柄： ☐ 近隣住民・知人 ☐ 民生委員 ☐ 介護支援専門員 ☐ 介護サービス事業者() ☐ 医療機関() ☐ 警察() ☐ その他()	

【主訴・相談の概要】

--

【本人の状況】

氏 名		性別		生年月日	・ ・ 生	年齢	歳
現 住 所	自宅電話： — — 携帯電話： — —						
居 所	☐ 自宅 ☐ 病院() ☐ 施設() ☐ その他()						
介護認定	☐ 未申請 ☐ 非該当 ☐ 総合事業対象者 ☐ 要支援() ☐ 要介護() ☐ 申請中(年 月 日)						
利用サービス	介護保険	☐ あり(サービス種類： 回数) ☐ なし					
		介護支援専門員		居宅支援事業所			
	介護保険外	☐ あり() ☐ なし					
主 疾 患	☐ 一般() ☐ 認知症() ☐ 精神疾患() ☐ 難病()						
身体状況	☐ 障害手帳() ☐ 療育手帳()						
経済状況	☐ 年金額() ☐ 預貯金額() ☐ その他()						
	生活保護受給 ☐ あり ☐ なし						

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む。

--

【世帯構成】

家族構成

【キーパーソン】

氏 名		年齢	歳
続 柄	☐ 配偶者 ☐ 子() ☐ 兄弟姉妹() ☐ 孫 その他()		
連絡先	☐ 同上		
	電話番号：	職業：	
その他特記事項			

【総合相談としての対応】

--

高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、以下のものがあります。
 複数のものにあてはまると、疑い度合いはより濃くなってきます。これらは例示
 ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておく必要があります。

【①身体的暴力による虐待サイン】

□に☑

チェック欄	サイン例
☐	身体に小さな傷が頻繁にみられる。
☐	大腿の内側や上腕部内側、背中等に傷やあざ、みみずばれがみられる。
☐	回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
☐	頭、顔、頭皮等に傷がある。
☐	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
☐	急に怯えたり、怖ろしがったりする。
☐	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
☐	傷やあざの説明のつじつまが合わない。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

【②心理的障害を与える虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
☐	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
☐	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
☐	身体を萎縮させる。
☐	怯える、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
☐	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
☐	自傷行為がみられる。
☐	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。

【③性的暴力による虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
☐	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
☐	肛門や性器から出血や傷がみられる。
☐	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
☐	急に怯えたり、怖ろしがったりする。
☐	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
☐	睡眠障害がある。

【④経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
☐	年金収入や財産収入等があるにも関わらず、お金がないと訴える。
☐	自由に使えるお金がないと訴える。
☐	経済的に困っていないが、利用負担のあるサービスを利用したがない。
☐	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
☐	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
☐	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

【⑤介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待(自己放任含む)のサイン】

チェック欄	サイン例
☐	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。
☐	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
☐	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなっている。
☐	汚れたままの下着を身に付けるようになる。
☐	かなりの褥瘡ができてきている。
☐	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
☐	適度な食事を準備されていない。
☐	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
☐	栄養失調の状態にある。
☐	疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない。

【⑥家族の状況に見られるサイン】

チェック欄	サイン例
☐	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
☐	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
☐	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
☐	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒む。
☐	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
☐	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけない。
☐	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

【⑦地域からのサイン】

チェック欄	サイン例
☐	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
☐	昼間でも雨戸が閉まっている。
☐	庭や家屋の手入れがされていない、また放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
☐	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
☐	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
☐	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
☐	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
☐	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
☐	配食サービス等の食事がとられていない。
☐	薬や届けた物が放置されている。
☐	道路に座り込んでいたり、徘徊している。

【⑧その他のサイン】

チェック欄	サイン例
☐	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
☐	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
☐	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
☐	睡眠障害がみられる。

事実確認チェックリスト

- ・「相談日」：相談・通報があった内容に○をつける。「確認日」：健康介護課等職員が確認した日付を記入する。
- ・太字の項目が確認された場合は、「緊急保護の検討」が必要である。
- ・確認方法欄：「1：写真」「2：目視」「3：記録」「4：聴き取り」「5：その他」を○で囲む。

区分	相談日	確認日	確認項目	サイン：当てはまるものに○、特記事項（ ）記入	確認方法
身体 の 状 況 ・ け が 等			外傷等	頭部外傷（血腫、骨折の疑い）、腹部外傷、重度の褥瘡、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状 その他（ ）	1・2・3・4・5
			栄養状態等	栄養失調、低栄養、低血糖の疑い、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷 打撲痕、床ずれ 部位： 大きさ： 色： その他（ ）	1・2・3・4・5
			体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他（ ）	1・2・3・4・5
			出血や傷の有無	生殖器の傷、出血、かゆみ、その他（ ）	1・2・3・4・5
			その他		1・2・3・4・5
生活 の 状 況			衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、 汚れたままのシーツ、その他（ ）	1・2・3・4・5
			身体の清潔さ	身体の悪臭、汚れた髪、皮膚の潰瘍 伸び放題の爪、その他（ ）	1・2・3・4・5
			適切な食事	質素な食事、拒食や過食、その他（ ）	1・2・3・4・5
			適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他（ ）	1・2・3・4・5
			行為の制限	自由に外出できない、家族以外の人と話せない、長時間家の 外に出されている、その他（ ）	1・2・3・4・5
			不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、 年金通帳、預貯金通帳がない、その他（ ）	1・2・3・4・5
			住環境の適切さ	悪臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、冷暖房の欠如 その他（ ）	1・2・3・4・5
			その他		1・2・3・4・5
話 の 内 容			恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言 その他（ ）	1・2・3・4・5
			保護の訴え	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にい たくない」「帰りたい」などの発言、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくな った」などの発言、その他（ ）	1・2・3・4・5
			性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、 その他（ ）	1・2・3・4・5
			その他		1・2・3・4・5

表情・態度			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1・2・3・4・5
			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	1・2・3・4・5
			態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他()	1・2・3・4・5
			その他		1・2・3・4・5
適切な支援			適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	1・2・3・4・5
			適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	1・2・3・4・5
			入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	1・2・3・4・5
			適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	1・2・3・4・5
			支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1・2・3・4・5
			費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用のためらう、その他()	1・2・3・4・5
			その他		1・2・3・4・5
養護者の態度等			支援者への訴え	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	1・2・3・4・5
			保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1・2・3・4・5
			暴力、脅し等	刃物、ピンなどの凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	1・2・3・4・5
			高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1・2・3・4・5
			高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他()	1・2・3・4・5
			支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	1・2・3・4・5
			精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識、その他()	1・2・3・4・5
			その他		1・2・3・4・5

関係資料

1 関係法規

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成 18 年 3 月 31 日号外厚生労働省令第 94 号)

2 厚生労働省マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待の対応と養護者支援について」

3 愛知県高齢者虐待対応マニュアル（総論編・各論編：様式集）

南知多町高齢者虐待対応マニュアル

令和4年3月発行

南知多町健康介護課

電 話 0569-65-0711(代表)
F A X 0569-65-0694

南知多町地域包括支援センター

電 話 0569-64-3265(直通)
F A X 0569-65-0766